ものを除く。）の額に相当する額

AA_{23} ＝ 0.01650

AA_{24} ＝ 0.017

AA_{25} ＝ 0.017

AA_{26} ＝ 0.017

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.01650

AC_{24} ＝ 0.017

AC_{25} ＝ 0.017

AC_{26} ＝ 0.017

AD_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.04401

AE_{24} ＝ 0.046

AE_{25} ＝ 0.045

AE_{26} ＝ 0.044

AE_{27} ＝ 0.042

AE_{28} ＝ 0.0412

AE_{29} ＝ 0.0415

AE_{30} ＝ 0.04160

$AE_{令元}$ ＝ 0.00104

ものを除く。）の額に相当する額

AC_{23} ＝ 0.018

AC_{24} ＝ 0.017

AC_{25} ＝ 0.017

AC_{26} ＝ 0.017

AD_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AE_{23} ＝ 0.018

AE_{24} ＝ 0.017

AE_{25} ＝ 0.017

AE_{26} ＝ 0.017

AF_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

AG_{23} ＝ 0.047

AG_{24} ＝ 0.046

AG_{25} ＝ 0.045

AG_{26} ＝ 0.045

AG_{27} ＝ 0.043

AG_{28} ＝ 0.0413

AG_{29} ＝ 0.0416

AG_{30} ＝ 0.00169

$AG_{令元}$ ＝ 0.00104